2020年度

松柏会の皆さまり

団体傷害保険の

年に一度の一斉募集!この機会にぜひ、ご加入ください

- ★松柏会の団体割引5%を適用しています!
- ★万一のケガによる入院・通院は1日目から補償されます!
- ★加入申込票・口座振替申込書をご提出いただくだけで、お手続きは簡単です!

締切日 (7K)

基本セット(ケガの補償)

日常生活のさまざまなケガによる入院、手術、



今回から 3 億円 に変更!

補償も拡大

日常生活賠償・携行品損害

日常生活のリスクを補償します。





自動継続の取扱いについて 前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応

間:2020年8月12日午後4時~2021年8月12日午後4時(1年間) ■保 期

■申 込 締 切 日:2020年7月1日(水)

じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

■保険料のお支払い:2020年10月27日(火)に口座振替1回払い ■加入申込票ご提出先:商船三井興産株式会社 保険営業部宛にお送りください。

(ご提出いただいた加入申込票は記載内容を確認のうえ松柏会へ送付します。)

今年度より、日常生活賠償保険金額が 1億円から3億円へ変更しております。

東京都中央区日本橋本町3-3-6 ワカ末ビル 6F

お問い合わせ先: フリーダイヤル 0120-853-370

受付時間 平日9:00~17:00

■代理店・扱者:商船三井興産株式会社

所在地 103-0023 中央区日本橋本町 3-3-6 ワカ末ビル 6F TEL:0120-853-370

■引受保険会社:三井住友海上火災保険株式会社 船舶営業部第五課

所在地 101-8011 千代田区神田駿河台3-TEL: 03-3259-3395 FAX: 03-3259-7216

基本セット(ケガの補償)

◆ 基本セット(ケガの補償)の補償内容・保険料

………… 基本セット(ケガの補償)

海外も

補償!

このようなときにお役にたちます!

日常生活におけるさまざまなケガを補償します。

天災危険補償特約付ですので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償します。









車にぶつかりケガで 後遺障害を負った

料理中にヤケド

►スポーツ中のケガで ・入院した

地震によるケガで 通院した

本人タイプ



- ●おひとりずつご加入いただくタイプです。
- ●ご家族^(注)の方もご加入い ただけます。

被保険者(補償の対象者)本人としてご記名いただいた方のみが被保険者となります。

基本セット(ケガの補償)

(ケガの補償)						
補償を受ける方	セット名	傷害死亡・ 後遺障害 保険金額	傷害入院 保険金日額 (1日につき)	傷害手術 保険金	傷害通院 保険金日額 (1日につき)	合計保険料 (年払)
本人	A	210 万円	2,700 円	入院中の手術 の場合は傷害 入院保険金日 額の 10 倍、そ	1,800 円	11,690 円
	В	430 万円	5,400 円	額の10 信、で れ以外の手術 の場合は同日 額の5 倍の額	3,600 円	23,530 円

(注)ご家族とは、松柏会の会員本人の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人と なります

夫婦タイプ



●松柏会会員さまのご夫婦 おふたりを補償するタイ プです。

会員さまお一人を被保 険者(補償の対象者)と してご記名頂ければ、自 動的にその配偶者も被 保険者になります。

基本セット
(ケガの補償)

(ケガの補償)						
補償を受ける方	セット名	傷害死亡・ 後遺障害 保険金額	傷害入院 保険金日額 (1日につき)	傷害手術 保険金	傷害通院 保険金日額 (1日につき)	合計保険料 (年払)
本人·配偶者	O	210 万円	2,700 円	入院中の手術 の場合は傷害 入院保険金日	1,800 円	21,760 円
	О	430 万円	5,400 円	額の 10 倍、そ れ以外の手術 の場合は同日 額の 5 倍の額	3,600 円	43,810 円

- ◆上記は職種級別A「事務系社員・技術者(技師・監督含む)・無職等」の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
 - (注)夫婦タイプの場合、記名被保険者本人の職種級別とします。
- ◆保険料は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

オプション ※オプションのみのご加入はできません。(基本セットへのご加入が必要です。)

海外も※補償!

日常生活賠償

(一部を除く)

外出先で携行品を破損したり、盗まれたりし た場合に補償します。(置き忘れ、紛失は除 きます。)

携行品損害

海外も

補償!

偶然な事故により、他人にケガをさせ たり、他人の物を壊した結果、法律上 の損害賠償責任を負った場合等に補 償します。(**国内の事故については、** 示談交渉サービス付!)



🚺 自転車でぶつかって 他人にケガをさせた



旅行中にカメラを誤って 落として壊してしまった

携行品損害保険金額

20万円(免責金額 3,000 円)

被保険者の範囲はY1は本人のみ、Y2は本人・ 配偶者です。



日常生活賠償保険金額

3億円(免責金額なし)

被保険者の範囲は下記(注 1)をご覧ください。

※示談交渉サービスは国内の事故に限ります。

基本セット オプション (ケガの補償) (日常生活賠償) セット名 合計保険料 (年払) オプション 基本 セット (日常生活賠償) **K1** 13,410 円 Α **K**1 В 25,250 円

	基本セット + オプション + オプション (ケガの補償)(日常生活賠償)(携行品損害)				
	セット名				
基本 セット	オプション (日常生活賠償)	オプション (携行品損害)	(年払)		
Α	K1	Y1	14,720 円		
В	K1	Y1	26,560 円		

◆基本セット+オプション(携行品損害)でのご加入も可能ですので、ご希望の場合は代理店・扱者までお問い合わせください。

基本セット + オプション (ケガの補償) (日常生活賠償)			
t	ツト名	合計保険料	
基本 セット	オプション (日常生活賠償)	(年払)	
O	K2	23,480 円	
D	K2	45,530 円	

基本セット + オプション + オプション (ケガの補償)(日常生活賠償)(携行品損害)			
	セット名		合計保険料
基本セット	オプション (日常生活賠償)	オプション (携行品損害)	(年払)
С	K2	Y2	25,050 円
D	K2	Y2	47,100 円

- ◆基本セット+オプション(携行品損害)でのご加入も可能ですので、ご希望の場合は代理店・扱者までお問い合わせください。
- ◆保険料は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

くご注意ください>

- (注1)「日常生活賠償」(K1、K2)の被保険者(補償の対象者)の範囲は、下記のとおりです。したがって、1家族で1セットのみご加入ください。 被保険者本人、その配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者と別居の未婚の子。詳細は、P9をご覧ください。
- (注2)「携行品損害」は、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)が対 象となります。詳細は、P5をご覧ください。

保険金の種類と補償内容

※印を付した用語については、P6の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。) 保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
		保険期間中の事故による	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額	●保険契約者、被保険者または保険金
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	ケガ*のため、事故の発生 の日からその日を含めて 180日以内に死亡された 場合	(注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金額を差し引いた額をお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ
	傷害後遺障害 保険金 ★傷準型)特約	保険期間中の事故による ケガ*のため、事故の発生 の日からその日を含めて 180日以内に後遺障害* が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払 割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にあ支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお安払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金の額を差し引いた複が限度となります。また、保険期間を通じてお安払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金の額を差し引いた複が限度となります。とはります。	●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産を支払うその分別の治療※以外の外科が、よりの治療がはなるケガ しの医療処置によるケガ は、保険金を支払うでの治療がは、より、保険のでの変もがは、保険のでのないが、は、保険のでは、なが、保験質等のがいかなるときでも、頭(けい)を収入がいたでは、それを裏付けるとは、保険のないもの※のないものが、ただし、引受保険っている場合には、それを表けいるが、といるでは、保険金でないが、は、ただし、引がによりがが、は、ただし、引がになるないとの。といるでは、には、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで
	傷害入院保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故による ケガ※のため、入院※され た場合(以下、この状態を 「傷害入院」といいます。)	 傷害入院保険金日額 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。 	●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)* によって発生した肺炎 ●別記(P6)の「補償対象外となる運動 等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている 間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中 毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害手術保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故による ケガ*の治療*のため、事 故の発生の日からその日を 含めて180日以内に手術* を受けられた場合	 ① 入院**中に受けた手術**の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。 	
	傷害通院保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事通院状態の事通院状態のため、この状態をでは、この状態をでは、この状態をでは、この状態をでは、この状態をでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	傷害通院保険金日額×傷害通院の日数 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院※に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限険となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	'生活賠償保険金 常生活賠償特約	① 保険期間中の次のア・故にはイ・の偶然な命またはイ・の偶然な命またり、他害したり、で、は身体を害したりして、任を負われた場合合 でまたは、の物を場合の特別では、任を負われた場合ので、まなので、まない、します。(*1)によってで、まないでで、は、ととないが、には、ない、しまないで、は、とないで、は、とないで、は、とないで、は、は、とないで、は、は、とないで、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の 損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費 用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償 請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取 得するものがある場合は、その価額 - 免責金額 [※] (O円) (注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度 となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受 保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生また は拡大を防止するために必要または有益であった費 用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任
		た場合 次ページに続く	次ページに続く	次ページに続く

- 4 -

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
休陕並の種類	休映並をの又払い9 の場合 前ページから続く	株映並のお又払額 前ページから続く	休険並ぞの又払いしない主な場合 前ページから続く
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約		同いより、ただしたのようでは、 一文年したのお賞合・ で、て、保険で、 で、大学、で、大学、で、大学、で、大学、で、大学、で、大学、で、大学、で、大学	前ペーンから続く ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等**の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器での下角、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行 品損害補償特約用) セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(*1)に損害が発生した場合 (*1)「携行品」とは、被保険者が住宅 (敷地を含みます。)外において携行している被保険者所の身の回り品(*2)をいいます。ただし、別記(P6)の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (*2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において時務の遂行以外の目的で使用用品等)をいいます。	博書の額 にきる。 000円) (注1) 景金額 (注21) 景の額 (注1) 景の額は、ますの名。 (注1) 景の額は、ますのとのを持って落場にある。 (注1) 景のでは、ますのとのを持って、 (注1) 景のでは、 (表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	●保険学者とでは、

【特約の説明】

F 1 3 4 2 4 5 10 5 2 3	
セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの
一部修正特約	対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人ま
(自動セット)	たはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
天災危険補償特約	│ │ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [※] の場合も、傷害保険金をお支払いします。
(A·B·C·Dセット)	地辰もしNは唄犬まだはこれらでは囚とする洋水によるケカ [™] の場合も、 場合体映並での又払いします。
夫婦型への変更に関する特約	 被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
(C・Dセット)	依休映有の軋曲を、「矢利恢安のこ説明」の「依休映有の軋曲」に記載のこのり変更します。

【※印の用語のご説明】

- ●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・ 耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- ●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- ●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- ●「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
 - (*)いずれもそのための練習を含みます。
- ●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- ●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 - 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 - 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 - 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 - 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
- ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
- (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- ●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を 装着した場合に限ります。
 - ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- ●「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- ●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。
- ●「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- ●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- ●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- ●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療※に該当する診療行為(*2)
 - (*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (*2)②の診療行為は、治療**を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、 検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- ●「乗用具」とは、自動車等[※]、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- ●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- ●「先進医療」とは、手術*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、 医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- ●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- ●「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- ●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療[※]を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
- ●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- ●「入院」とは、自宅等での治療[※]が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師[※]の管理下において治療に専念することをいいます。
- ●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- ●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- ●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

補償対象外となる運動等

山岳登はん^(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(*2)操縦^(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動

- (*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。
- (*2)グライダーおよび飛行船は含みません。
- (*3)職務として操縦する場合は含みません。
- (*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、カ士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)・航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)・帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

ご加入にあたっての注意事項

- ●この保険は松柏会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- ●お申込人、被保険者本人になれる方、被保険者の範囲は次のとおりです。

	ご加入のセット	お申込人と なれる方	被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方	被保険者の範囲(補償を受ける方の範囲)
基本セット	本人タイプ	松柏会の会員	被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、松柏会の会員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。	被保険者(補償の対象者)本人 ^(*) のみ
1	夫婦タイプ	松柏会の会員	被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方 の範囲は、 <u>松柏会の会員です。</u>	被保険者(補償の対象者)本人(*)とその配偶者
オプション	日常生活賠償	松柏会の会員	ご加入の基本セットの「被保険者本人とな れる方」に準じます。	被保険者(補償の対象者)本人(*)とその家族(配偶者、同居の親族および別居の未婚の子。)なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。*「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 *「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。
	携行品損害	松柏会の会員	ご加入の基本セットの「被保険者本人となれる方」に準じます。	 ・基本セットが本人タイプの場合 ・・被保険者(補償の対象者)本人(*)のみ ・基本セットが夫婦タイプの場合 ・・被保険者(補償の対象者)本人(*)とその配偶者

- (*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- ●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- ●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- ●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- ●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
 - 損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- <経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが 一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
- 保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

保険金をお支払いする場合に該当したときの注意事項

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。 なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告 げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

- ●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(*2)を 終えて保険金をお支払いします。^(*3)
 - (*1)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険 金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (*2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (*3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地 における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会 社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。 【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

・引受保険会社所定の保険金請求書・引受保険会社所定の同意書・事故原因・損害状況に関する資料・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)・引受保険会社所定の診断書・診療状況申告書・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書・死亡診断書・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社 は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当 の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- 〇1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 〇相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 〇相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- < 代理請求人について>
- ●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。
- (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」
 - ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
 - ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合「上記①以外の配偶者 $^{(*)}$ 」または「上記②以外の3親等内の親族」
- (*)法律上の配偶者に限ります。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料•保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか? 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
 - *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として 取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?

- ・加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。) は正しくご記入いただいていますか? または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
- *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。 被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか?
- 3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。
 - ・この保険制度に新規加入される場合
 - ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
 - ・既にご加入されているがご継続されない場合

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ●ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- ●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

●被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 一:被保険者の対象外)		
	本人 ^(*2)	配偶者	その他親族
本人タイプ	0	_	_
夫婦タイプ(*1)	0	0	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活	(a)本人 ^(*2)
賠償特約	(b)本人 ^(*2) の配偶者
	(c)同居の親族(本人 ^(*2) またはその配偶者と同居の、本
	人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親
	等内の姻族)
	(d)別居の未婚の子(本人 ^(*2) またはその配偶者と別居
	の、本人 ^(*2) またはその配偶者の未婚の子)
	(e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能
	力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監
	督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者
	を監督する方(*3)。ただし、その責任無能力者に関する
	事故に限ります。

- (*1)夫婦タイプには「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。
- (*2)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (*3)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力 者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の時におけるものをいいます。住民票上は同居となっていても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合はP4~P6のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額 P4~P6をご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

P4~P6をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

P4~P6をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく 保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」くご契約の引受範囲>くご契約の引受範囲外>をご参照ください。また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして 適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない 保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

表紙をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(標準型))

- ●ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- ●申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- ●この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- ●契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は松柏会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務•通知義務等

- (1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)
- ■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者(*)の「職業・職務」
 - (*)夫婦タイプの場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
- ②他の保険契約等(*)に関する情報
 - (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、 普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の 保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の 代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場 合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意く ださい。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>

下記以外の職業

くご契約の引受範囲外>

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自 転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。) 競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プ ロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、カ士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更 等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご 連絡ください。

(3)その他の注意事項

- ■同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して 5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申 込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
 - (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補 償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。 また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- ■保険金受取人について

	傷害死亡	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取
	保険金	人を定めなかった場合には、被保険者の法定相
		続人にお支払いします。
		(注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外
保		の方に定める場合、被保険者の同意を確認
保険金受		するための署名などをいただきます。なおこ
霊		の場合、保険契約者と被保険者が異なるご
取		契約を被保険者の同意のないままにご契約
人		されていたときは、保険契約が無効となりま
		す。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取
		人を変更する場合も、被保険者の同意を確
		認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかった とき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当 する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②~④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*) の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

- (注)夫婦タイプにおいては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。
 - a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に 変更すること。
 - b. この保険契約(*)を解約すること。
- (*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する 他の保険契約の例
団体総合生活補償保険(標準型)	自動車保険
日常生活賠償特約	日常生活賠償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、表紙記載の方法により 払込みください。表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合 には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

P4~P6をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について 詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①~④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険 契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、表紙記載の方法により払込みください。表紙記載の方法により 保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことが あります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

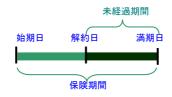
6. 失効について

ご加入後に、被保険者(夫婦タイプにおいては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または 引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間 に応じて、解約返れい金を返還させ ていただきます。ただし、解約返れい 金は原則として未経過期間分よりも 少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間 に応じて払込みいただくべき保険料 について、追加のご請求をさせてい ただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

P7をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

下記をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】商船三井興産株式会社 フリーダイヤル 0120-853-370 受付時間 平日9:00~17:00

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」0120-632-277(無料) 電話受付時間:平 日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00

(年末年始は休業させていただきます。)

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189(無料) 事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]0570-022-808

- ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)] ・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは03-4332-5241 におかけください。
- ・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけくださ ・おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/)

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例 損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス ②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

〇再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会 社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(https://www.ms-ins.com)をご覧ください。

生活サポートサービス



日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険など*に ご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康·医療



年中無休 24 時間対応

■健康·医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般 に関するご相談に看護師などの専門職がお応

えします。 また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談 (一部予約制) がご利用いただけます。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の 専門医などの情報をご提供します。

■診断サポートサービス (各種人間ドック・PET検査機関紹介、 健康チェックサービス)

提携機関をご紹介します。(一部割引有) また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを 割引料金でご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供 「三大疾病(ガン、心疾患、脳血管疾患)」診断 後の、セカンドオピニオンに関する情報提供や ご相談にお応えします。

* セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」 をいいます。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供(産科・婦人科に加え、 内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応)する女 性専用のサービスです。

また、健康に関するご相談に女性看護師または 女性医師(一部予約制)が対応します。

<専任の相談員がお応えします>

護



年中無休 24 時間対応

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。 介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応え します。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護 の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に 関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応 えします。

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精 神的負担が大きい認知症の日常介護についてア ドバイスします。

暮らしの相談



平日 14:00~17:00

■暮らしのトラブル相談 (法律相談) 個人の日常生活上のトラブルに関するご相談 にお応えします。 弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。 税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案 件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者また は引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・ 紹介サービス

平日 10:00~17:00

■子育て相談(12 才以下)

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや 不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問 ボランティア情報



■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- ●緊急通報サービス
- ●ベビーシッター
- ●福祉機器および介護用品のレンタル・販売

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: https://www.ms-ins.com/kenko kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証の案内などをご覧 ください。

- *平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月~金をいいます。
- *お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- *本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応 できない場合があります。
- *本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。